

# 令和5年度天童市農業委員会主要施策

## 1 はじめに

本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高年齢化による離農が進むとともに、新たな農業の担い手が不足し、地域の貴重な資源である農地が適切に利用されなくなることが危惧されています。

このような中、農村の活力を維持し生産基盤である農地を耕作可能な状態で次世代へ継承するため、農業委員会の使命である「農地等の利用の最適化」を推進し、その実現に向けた取組みを全力で展開します。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化

農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、令和7年3月までに市が策定することになりました。「地域計画」には、10年後に目指すべき農地利用の姿を示す「目標地図」が含まれ、その素案を農業委員会が作成します。令和5年度は、農業従事者の意向把握のため、アンケート調査を実施します。

また、農用地の有効利用及び認定農業者の経営改善計画の達成を図るため、農地流動化事業補助金を交付します。

## 3 遊休農地の発生防止・解消

農地法に基づく利用状況調査（遊休農地実態調査）及び利用意向調査を確実に実施するとともに、必要に応じて農地中間管理機構への協議を勧告します。森林の様相を呈するなど復元困難な農地については、非農地判断を適切に行います。

また、農地リニューアル支援推進事業補助金の補助基準単価を増額し、遊休農地の発生を未然に防止するとともに、遊休農地解消対策事業補助金の交付による遊休農地の解消を効果的に組合せ、農地等の利用の最適化を図ります。

## 4 新規参入の促進

農地法の改正により、農地の権利取得に係る下限面積要件が廃止されます。多様な担い手の参入が促進される一方、投機目的による権利取得や、権利取得後の違反転用、遊休農地化等が危惧されることから、厳格な審査を行います。

また、新規就農者の経営安定を支援するため、新規就農者農地賃借料支援事業補助金を交付します。

## 5 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

農地等の利用の最適化をより効率的かつ効果的に推進するため、農林業施策の改善について具体的な意見をまとめ、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、市長等の関係行政機関へ提出します。

## 6 農地管理

農業委員会の許可を受けずに農地を農地以外のものにする違反転用者に対し、農地法に基づく是正の勧告及び原状回復命令等の措置を厳格に講じます。

また、盛土を伴う農地改良について、土砂災害等の発生を未然に防止するため、農地改良指導要綱に基づき適正に指導します。

## 7 デジタル化の推進

農業委員会サポートシステムと農地台帳システムのデータを突合し、データの最新化に努めます。

「目標地図」の素案作成に向け、アンケート調査により把握する農業従事者の意向は、令和4年度に整備したタブレット端末を活用して入力します。入力した意向は、農林水産省のeMaFF地図に反映され、効率的な「目標地図」の素案作成が可能になります。

## 8 農業者年金

農業者年金は、積み立て方式・確定拠出型の終身年金であり、また、保険料が全額社会保険料として控除されるなど、農業者にとってメリットが大きい年金制度です。天童市農業者年金協会と連携して周知を図り、加入を推進します。